

消費者被害注意報

No. 52

クレジットカードや運転免許証をなくしてしまったら！

相談事例

外出中に財布をなくしてしまった。財布の中には現金のほか、①クレジットカード、②キャッシュカード、③運転免許証、④保険証（健康保険証など）、⑤会員カード・ポイントカードが入っていた。悪用されないか心配である。対処法を知りたい。



＜相談員がアドバイスした内容＞

●まず最寄りの警察署や交番に届け出をしましょう。

①**クレジットカード**：不正利用の恐れがあるので、カード発行会社に早急に連絡する。カードローンが利用できるカードやいわゆるサラ金カードも同様です。

②**キャッシュカード**：銀行等に早急に連絡する。

③**運転免許証**：再交付については、運転免許センターや警察で手続きをする。

④**健康保険証**：勤務先の健康保険組合の場合は勤務先に、国民健康保険の場合は市区町村に、協会健保の場合は全国健康保険協会に連絡する。

⑤**会員カード・ポイントカード**：発行元に連絡する。カードがクレジット機能付きの場合は必ず連絡すること。

●クレジットカードやキャッシュカードなどを紛失した場合は、信用情報機関に申告しておくことで**悪用の予防が可能**です。

＜代表的な信用情報機関＞

C I C（シー・アイ・シー）	☎ 0570-666-414
日本信用情報機構	☎ 0120-441-481
全国銀行個人信用情報センター	☎ 0120-540-558

見守りのポイント

●不正利用を防止するには、何よりも早く紛失したカードなどの発行元へ連絡することが重要です。万が一に備えて、**各種カードの番号及び連絡先をメモしておくのも有効な対策**となります。

●クレジットカードなどを紛失したことにより流出してしまった個人情報が悪用されて、**新たな架空請求などにつながる可能性**もあります。身に覚えのない請求等については、安易には応じず、相手に連絡する前に、警察や消費生活センターに相談するよう、日頃から話し合っておきましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111